

「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

令和 7 年 10 月 29 日
厚生労働省医薬局
医薬品審査管理課化学物質安全対策室

「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案」について、令和7年7月25日（金）から同年8月24日（日）まで御意見を募集したところ、計3件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	押印又は署名になるとのことですが、法人の場合、署名は氏名だけを書けば良いですか？ 会社名もゴム印ではなく、手書きで書くのは可能ですか？ 電子署名も可能ですか？	署名した書面の提出を受けなければ、毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を毒物劇物営業者以外の者に販売し、又は授与してはならないと規定されておりますので、毒物劇物営業者が確認できるように署名いただくことが望ましいと考えます。 なお、電子情報処理組織を使用する方法については、毒物及び劇物取締法第14条第3項に規定されております。
2	(1) 署名について、苗字のみの署名でも有効となりますでしょうか。 もしくはフルネームの署名のみ有効でしょうか。 (2) 譲受書の受け取り方法につきましては、これまで通り原本のみとなりますでしょうか。	さらに、毒物及び劇物取締法は、保健衛生上の危害の防止の見地から必要な取締を行うことを目的とし、販売、取扱等に係る必要な規制を行っており、必要に応じ

	<p>昨今はお客様との書類のやりとりも郵便よりメールの方が多くなってきております。</p> <p>運送会社を利用して毒劇物を送付する場合、弊社社員が直接毒劇物をお客様へお渡しするわけではないため、譲受書原本を受け取るために郵送準備の手間や郵便料金等のコストがかかっております。</p> <p>譲受書の受け取り方法として押印または署名いただいた譲受書のPDFをメールで送付いただくことも可とすることをご検討いただきたいです。</p>	<p>て、譲受人又は交付を受ける者の身元について適切な確認がなされることがあります。</p>
3	<p>「譲受書は、譲受人が押印した書面としているところ、押印の代わりに署名することを認める」とありますが、署名として認められる範囲を通知等で明らかにしていただきたいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名字だけのサインは認められるか ・譲受人が法人の場合、毒劇物を実際に受け取った一社員の署名は認められるか ・第三者が読みにくく文字が判別できない署名でも譲受人本人の筆跡であれば認められるか <p>など、弊社は支店が各都道府県にあるため、自治体ごとに可否が異なるように整備いただきたいです。</p>	